

個人情報保護制度改正 検討用個票

変更内容・検討事項		個人情報保護審査会規則の条例化等について
関連条文	改正法	第 105 条第 3 項
	条例等	個人情報保護条例、個人情報保護審査会規則、個人情報保護審査会審議要領、情報公開条例、情報公開審査会規則、情報公開審査会審議要領
検討事項		<p>本県の個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、附属機関の設置に関する条例第 2 条に基づき設置しており、その組織・運営に関する事項は同条例第 3 条に基づき規則（個人情報保護審査会規則）で定めている。しかし、改正法により、地方公共団体において審査請求があったときの諮問先の機関が、行政不服審査法第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関と位置付けられ（改正法第 105 条第 3 項）、これに伴い、その組織・運営に関する事項は条例による定めが必要となったことから（行政不服審査法第 81 条第 4 項）、審査会の組織・運営に関する事項についても、条例による定めを要することとなった。条例化にあたっては、①条例化する規定の範囲、②情報公開審査会の取扱いについて検討が必要となる。</p>
検討		<p><b>① 条例化する規定の範囲</b></p> <p>審査会の組織・運営に関する事項は、個人情報保護審査会規則及び同審査会審議要領に規定を設けていることから、これらの規定を新たな条例（「神奈川県個人情報保護審査会条例」）に定める方向で検討を進める。</p> <p>なお、審査会の調査権限等については、改正法により、行政不服審査法の規定に基づき付与されることになるが、現在、個人情報保護条例に基づき審査会に付与されている調査権限のうち、行政不服審査法上認められるのか否かが明確ではない権限があることから、同法では付与されない権限については、新たな条例（個人情報保護審査会条例又は法施行条例）に規定する方向で検討を行う。</p> <p><b>② 情報公開審査会の取扱い</b></p> <p>情報公開審査会は、現行の個人情報保護審査会と同じく、附属機関の設置に関する条例に基づき設置し、その組織・運営に関する事項は規則（情報公開審査会規則）で定めている。改正法によっても、この情報公開審査会の法的な位置付けに変更はない以上、その組織・運営に関する事項は規則制定事項に留まることになるが、現行の情報公開条例において定めている調査権限等については、改正法後の個人情報保護審査会の調査権限等との整合性を確保する観点から、必要な検討を行う。</p>

<p><b>関連情報</b></p>	<p>国（総務省）の情報公開・個人情報保護審査会は、情報公開・個人情報保護審査会設置法において、審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等が定められている。</p>
<p><b>「改正個人情報保護法の個別条文に関する解説」（令和3年6月時点暫定版）</b></p>	<p>（地方公共団体が条例により設置する審査会等について）</p> <p>法第105条第3項により、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人は、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関に対して諮問すべきこととされているところ、令和3年の個人情報保護法の改正前に地方公共団体において設置している個人情報保護審査会等を、同各項の機関とすることで、引き続きこれらの審査会等に対して諮問することが可能である。</p> <p>行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関に位置づけられた個人情報保護審査会等については、行政不服審査法第81条第3項により、同法第5章第1節第2款（審査会の調査審議の手續）の規定が準用される。そのほか、提出資料の閲覧等に係る手数料（同法第81条第3項）、<u>同法第81条第1項又は第2項の機関の組織及び運営に関し必要な事項を条例で定めることが必要である。</u></p>
<p><b>関連条文</b></p>	<p><b>【改正法】</b></p> <p>（審査会への諮問）</p> <p>第105条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 審査請求が不適法であり、却下する場合</li> <li>二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）</li> <li>三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合</li> <li>四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合</li> </ol> <p>2（略）</p> <p>3 <u>前2項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第1項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」と読み替えるものとする。</u></p>

### 【行政不服審査法】

第 81 条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体は、当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑み同項の機関を置くことが不相当又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くこととすることができる。

3 前節第二款の規定は、前二項の機関について準用する。この場合において、第七十八条第四項及び第五項中「政令」とあるのは、「条例」と読み替えるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例（地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により共同設置する機関にあつては、同項の規約）で定める。

### 【附属機関の設置に関する条例】

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年 4 月法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関の設置に関しては、この条例の定めるところによる。

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

第 3 条 前条に規定する機関の組織、所掌事項及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項は、法令に特別の定があるものを除くほか、規則で定める。

別表（第 2 条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
知事	神奈川県統計報告調整審議会	神奈川県が行う各種統計事務につき知事その他の執行機関（公安委員会を除く。）の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	15人以内
	神奈川県総合計画審議会	神奈川県の総合計画につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	30人以内
	神奈川県情報公開・個人情報保護審議会	神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）及び神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）の定めるところにより実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価につき県の機関又は県が設立した地方独立行政法人の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	12人以内
	神奈川県個人情報保護審査会	神奈川県個人情報保護条例第39条の3に規定する不開示等の決定又は不作為に係る審査請求につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。	5人以内
	神奈川県情報公開審査会	神奈川県情報公開条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは同条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は同条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。	7人以内